

第2節 整備の進め方

海岸県有保安林は、飛砂防備や潮風防備機能だけでなく、津波に対する被害軽減効果も配慮した森林の復旧・再生を図ることとし、「整備のポイント」にもとづき、砂丘の整備、森林の整備、整備後の管理について、各々、見直して改良を加えたものを今後の整備手法とする。

なお、砂丘及び森林の整備は、特に機能強化と海岸線に沿った連続性に重点を置き、必要に応じて関係機関との協働、多重防御を図るものとする。

砂丘の整備、森林の整備、整備後の管理については、従来の手法を維持しつつも、松くい虫被害、湿地化被害、津波による被害を踏まえると、主な整備手法については、下表のように改良を加えることとする。

従来の整備手法・管理と今後の整備手法・管理の対比（主なもの）

工法		従来	改良	ポイント
砂丘	構造	高さは特に規定なし	千葉東沿岸海岸保全基本計画における防護施設等の高さに配慮	機能強化
		上幅は2 m	上幅は2 m以上に増厚	機能強化
		補強は無し	陸側に埋設木柵を設置	機能強化
配置	アクセス道路で砂丘を分離 主に海岸線に沿って配置 前線以外には設置しない	砂丘を一体化 河川沿いにも配置 中間・後方にも追加配置	連続性 協働 多重防御	
森林	樹種	クロマツが中心	後方は広葉樹を中心	機能強化
	本数	ha当り1万本	場所によってha当り1万本以下	コスト縮減
	基盤	湿地は盛土造成地に植栽	盛土による植栽を拡大	機能強化
	施工順序	前線～後方を同時に施工	前線を先に施工し、後方に移行	連続性
管理	松くい防除	地上散布が中心	無人ヘリ散布、樹幹注入の導入	適正管理
	管理道	海岸から陸側に直線で配置	屈曲して配置。管理道を増やす	適正管理
	管理	県が中心	民間活動を推進	協働